

『選定療養費』の改定について

令和5年8月1日に、魚沼基幹病院は「紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関（紹介受診重点医療機関）」となりました。今後は、国が定める制度により、**紹介状を持たずに外来受診する患者さんにご負担いただく「特別の料金」（選定療養費）を、下記の通り、改定いたしました。**
ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



【初診時】（紹介状をお持ちでない初診の患者さん）

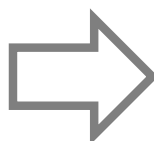
令和6年1月31日まで	
医科	5,500円（税込）
歯科	3,300円（税込）



令和6年2月1日から	
医科	7,700円（税込）
歯科	5,500円（税込）

【再診時】（他の医療機関への紹介について患者さんよりご同意をいただいた後に、患者さんご自身の希望により当院での診療を継続される場合、受診の都度ご負担いただきます）

令和6年1月31日まで	
医科	2,750円（税込）
歯科	1,650円（税込）



令和6年2月1日から	
医科	3,300円（税込）
歯科	2,090円（税込）

-----次の場合は徴収の対象外です-----

- 救急車で搬送されるなどの救急の場合
- 特定の疾病等により各種公費負担の対象となっている場合
- 当院のほかの診療科から院内紹介された場合
- 特定健康診査、がん検診等の結果により、精密検査受診の指示を受けた場合
- 外来受診後にそのまま入院となった場合
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- 小児科を受診する場合（時間外、休日診療を除く。）
- その他、当院が直接受診する必要性を認めた場合

など

ご不明点や詳細につきましては、病院職員へお問い合わせください。



魚沼基幹病院
病院長